

令和4年

# 全員協議会記録

令和4年2月15日 開会

河合町議会

# 令和4年全議員協議会記録

令和4年2月15日(火) 午前10時00分開会

午前10時50分閉会

---

## 出席議員

議長 梅野美智代  
議員 森光祐介  
議員 佐藤利治  
議員 坂本博道  
議員 大西孝幸  
議員 岡田康則  
議員 谷本昌弘

副議長 杵本光清  
議員 常盤繁範  
議員 中山義英  
議員 長谷川伸一  
議員 馬場千恵子  
議員 西村 潔

## 欠席議員

---

## 事務局職員出席者

局長心得 高根亜紀 主 事 平井貴之

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅野美智代） おはようございます。

それでは、本日、前回は報酬についてでして、今回は議員待遇についてを開催させていただきます。

コロナ感染者が増えている状況なので、できるだけ簡潔に早く終わればと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

---

○議長（梅野美智代） それでは、今回、意見を提出していただいています西村議員と常盤議員のほうから先にこのことについてご説明していただきたいと思っておりますので、常盤議員のほうからよろしく願います。

○2番（常盤繁範） では、議員待遇についての協議会という形ですので、事前に提出させていただきましたものを読み上げさせていただきます。

議員待遇について。

待遇については、令和3年5月18日に提案、令和3年7月20日、提案の説明をさせていただいたとおり、議会議員の在り方について提案を起点として、待遇、処遇について意見をしたいと考えております。

なお、現議員任期満了までに関係法令、議会基本条例、諸制度の制定、改定を求めておりましたが、全体協議の中で優先順位を最後にとという形になっておりますので、まずは、議員の定数、報酬、そちらのほうをしっかりと皆さんで吟味した上で一つの答えを出すところを優先するべきだと私は考えまして、もともと主張したものを現議員任期中の取りまとめは困難であると判断し、任期にこだわることなく、今後継続して協議を行っていくことを求めていきたいと意見させていただきます。

なお、別添としまして、河合町議会議員の在り方についての共同提案、過去に提出させていただいているものを添付させていただいておりますので、そちらもご覧ください。

内容についてなんですが、1番目としまして、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案、これが令和3年6月16日に公布されております。その議

案の要旨ですね、4項、6項に基づく提案をさせていただければと考えております。

①番、議案要旨4項、そこには、国及び地方公共団体は、公選による公選職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備、その他の環境の整備を行うものとするという要旨の文面が書かれております。

それに基づきまして、私としては、意見として申し上げたいのは、所定の勤務時間が定められていない議員の職務を鑑みて、これに関しましては、9時5時ですとか、そういう形で就労時間が決まっているわけではありません。私自身もそうなんですけれども、皆さんも、例えば町民の方と面談をする場合、夜間になる可能性もあるわけですね、実際にあると思います。そういった形で考えますと、具体的な勤務時間というのは定められておりません。そういう意味合いを持つての言葉であるんですけれども、その形として、一つの職種として町が提供する行政サービスを受けることができるとすると、これを一応、明文化するという形のもを私としては求めるべきと考えております。

例えばなんですけれども、議員になって、例えばお子さんが幼稚園の利用をされているところを、議員という形になったことによって、保育園の児童として、また、学童保育、そういったものを利用できる。また、介護保険制度のケアプラン、そういったものを変更してもらおう。そういった形のもがしっかりとできるような形で明文化しておくということは必要ではないかと考えております。

続きまして、兼業を前提として、土日の議会ですとか夜間議会の実施を行っていただければと考えております。

続きまして、協議会、説明会のウェブ活用の出席です。このオンライン会議の参加をできることとすると。将来的には、特別委員会ですとか本会議も可能とすることを前提として、まずは協議会ですとか説明会、このコロナ禍の状況の中で、しっかりと会議ですとか議事進行、そういったものを進めていかなければというところを考えますと、ウェブ上の会議というものも考えていかなければいけないと、そのように考えまして、ご提案させていただいております。

裏面に移りまして、2番目の項目、議案要旨の第6項、こちらのほうは文面としては、国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、その他の人材の育成及び活用に資する施策を講じるものとする。

その文面に基づきまして、次の項目、公立小中学校、私立高校生徒を対象とした子ども議会を開催を定期的にかつ継続的に実施していく。

なお、その際の傍聴者は、その方の保護者を優先するという形で実施していければなど、そのように考えております。

続きまして、町内の高齢者を募集して、シニア議会の開催を定期的、継続的に実施する。

アスタリスクをつけさせていただいておりますけれども、この上記2点については、一般質問形式、質問書事前通告制を取りまして、答弁者は議会議員として、そういった形で議会活動をですね、どういうことが行われているかというものを啓発活動、啓蒙活動を進めていければと考えております。

続きまして、河合パートナーフェロー制度の拡充として、議会事務局のフェローを募集する。言わばボランティアですね。これを募集すると。そこに従事される方々が議会議員ってどういうことしているんだ、議会というのはどういう形のものをしているんだ、どういう段取りしているんだ、そういったものを知ってもらうという意味で、パートナーフェローをそちらのほうに充てさせていただいて、理解を深めていく、そういう目的でございます。

アスタリスクとしてもつけさせていただいておりますが、町民に議会活動の認知の推進、議会議員人材育成の一助としての意味合いとして、そういった形も今後考えていくべきではないかと、そのように考えております。

最後になりますが、その他として、現制度の議員1人について、年間ですね、年度ごと10万円の研修費の支弁要件でございます。これを拡充して、議員の活動報告配布費用を上限設定し適用できることとする。各議員におかれましては、それぞれの活動報告をビラ等で作成して、町民の皆さんにですね、ポストインを基本的な形としてされていると思いますが、例えばですが、新聞の折り込みチラシに入れる際には、当然経費がかかります。そういったものに対しても一定の支弁というか、補助という形を取って、議員活動を促進すると。町民に対しての議員活動を明らかにするために、そういった形のものも補助できないかなと、そのように考えております。

続きまして、上記の議員活動の報告、配布を基本的には年度、定例議会の回数、4回ございますが、それに準じて、義務化、もしくは努力目標として、皆さん等しく個々の議員活動をしっかり町民に対して報告していきましょうということを目指すべきではないかなと考えております。

最後になりますが、議会議員活動の可視化推進のために、所定に定めた数値化できる内容を半期ごと、6か月ごとに議会だより等で一覧表として開示するというのも考えるべきであると。内容としましては、一般質問、したかしないか、議員の活動報告の配布、している

かしていないか、また、充て職というね、各町長諮問の委員会の参加状況ですとか、また、その欠席状況ですとか、また、所定の会議の出席等と、こういった協議会の出欠のものに対しても、一応、出席しているかしていないかというところだけは明らかにできると思いますので、一覧表にして、町民の皆さんに活動報告として出せばいいのではないかなど、そのように考えております。

意見としては以上です。

○議長（梅野美智代） ありがとうございます。

西村議員、お願いします。

○12番（西村 潔） ちょっと昨日、日曜日、コロナのワクチン接種しているんで、のどがちょっと痛いところがあるんですけども、今回ね、河合町議会の対応についてというタイトルで定数、報酬と来たんですけども、広い意味で、報酬も待遇の中に含まれるんじゃないかという考え方があるんですね。ここで論点としては、議員の報酬はね、議員が行う勤務、議会の内外含めた議員の行う活動、勤務に対する反対給付であると。給与じゃないということですね。どうしても我々はサラリーマンというような感じがあるんですけども、月ぎめの報酬をもらっている、何かそういう発想があるんですけども、これはあくまでも議会の内外を含めて、議員の活動にする対価であるという理解をしておかないのではないかというふうに思っています。だから、サラリーマンとか職員さんがもらうような給与、生活給与ではないという考えです。そこが原点になって、そこから、そうしたら、どういう議員さんの待遇をしていくのかということを経験していくのが今回の私の視点なんです。

それで1つ、ここで書いてありますように、待遇として検討する場合の議員報酬は、以下の視点を取り入れればというふう、もう少し分かりやすいと。それで、常盤さんがいろいろ事細かく書いてられますけれども、私はそこまでは考えておりませんが、まず、議員の報酬は一律ではなく、働きに応じた報酬を支給する成果報酬の導入、先ほどの基本的な枠組みの中に書いてありますように、そういう本会議と委員会の公務として参加したとか、または出席した研修とか審議会とか、説明会など、1日当たりの定額支給をするという実費型。要するに議員の勤務に対する反対給付ということを考えて、一応あげているわけです。

2としては、年齢による報酬の引上げを行う。これはどういうことかという、若い人たち、40歳以上とか50歳、いろいろあるので、そういう人たちの待遇をもう少し報酬によって優遇するというのが一つの考え方です。

それから、3番目のところですけども、男性及び女性の中で子育て中の報酬を引き上げ

る。一定の期間を定めて1日当たり一定額を支給する。これは男性議員でも同じですね。育児休暇の代わりに、ベビーシッターとかそういうものを利用するような場合では、またそれに対する実費を払うかどうか検討したほうがいいんじゃないかと。

それから、4番目ですけれども、ここはあくまでも議員は根底にあるのは職業議員じゃないということです。ボランティアなんですね。そういう視点をやはり持っとかんといけないと。そうすると、65歳以上で一定額以上の年金をもらっている人、受給している者、あるいは一定額の不労所得、不動産所得とか配当所得のある者は、一定額を報酬から控除する。報酬というのは、ここへ出とる勤務、いろいろ勤務していますけれども、そういうものから控除すると。

それから、5番目ですけれども、地方議員は兼業をベースにして報酬を決める考え方も検討してはどうかと思います。そのためには、例としては、サラリーマンでも議員になれるように待遇を考えていこうと。会議等は土曜日、日曜日、祝日、平日の場合は夜6時から行うとかね。そういうようないろんな考え方があるので、この中でどういうふうにしていくのかについては、もう少し議論をしていかないかと思っております。

そういう意味で、議員は、議員の報酬は生活給ではないと。そういう給与でないという発想をやはり根本的に持っておかないといけないんじゃないかと私は思っておりますけれどもね。

以上です。

○議長（梅野美智代） ありがとうございます。

今、西村議員と常盤議員から意見を述べてもらいましたが、そのこととか、ほかに何かご意見ある方お願いします。

○5番（中山義英） はい。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 待遇ということで、私はその視点、視点としては、いろんな多くの住民の方の中から議員に立候補しやすいような環境をつくっていくことが一番大事かなと。その中で、あまりここには書かれていない、2人とも。車椅子の方であっても、当然、議員活動はできる。だから、議場においても車椅子でも、中に入って議員活動ができるように、その環境の改善、それをまず一番大事かなと、まず思います。

それと、女性の方もできるだけ出でいただきたいという部分もありますんで、当然、育休、産休とか、そういう制度も、ただし、あくまで無報酬という形で、育休、産休は認めるけれ

ども、無報酬であるというふうに規定を設けるべきかなど。

それと、やはり平日に行われているいろんな委員会、本会議での一般質問とか、そういったものも、土日で行う。できるだけ短い日数でやってしまうために、時間的には午前9時から最長22時、10時ぐらいまでやるぐらいの覚悟でやったら、平日の間は兼業されている方は負担にはならないのかなと思っています。

その3点です。一応、障害者の方も議員になれるような職場環境をつくること、それから、女性議員を増やす意味で育休、産休認めるけれども、それはあくまで無報酬であると。それと、一応、本会議とか委員会とか、そういったものをできるだけ土日に集中させる。理事者側の土日の休日手当とかにも影響は出ますけれども、一応そういうことは考えています。

以上です。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 今回、資料を提出、意見書を提出していないのは、報酬のところでもちょっと触れたんですけども、サラリーマンの方、副収入のない方が議員として活動しやすい、そういう意味において、本来、報酬、給与じゃなく報酬ということもありますけれども、生活ができなかったら議員になるという方は出てこないと思いますんで、副収入のない方に対してはある程度の、要は手当的なものというのは必要じゃないかなと思います。これ国政の党ですけども、党名は言いませんが、男女共同参画推進法で、議員も男女平等で、参加していただく女性の方ね、参加していただきやすいように、保育料の全額の補助というものを党費から出すような、これは国政ですから、地方議員はそういうのはできないので、そういうこともやろうとしているという動きがありますんで、やはりどうしても生活が基盤になると思うんで、副収入のない方に対しては何らかの手当というのは必要じゃないかと思っております。

以上です。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（梅野美智代） 馬場議員、お願いします。

○10番（馬場千恵子） 1つは、議員はボランティア的な考え方で、西村議員もおっしゃいましたけれども、そういうふうになりますと、立候補するための条件というのがある程度限られてくる。例えば経済的に豊かな基盤を持っている方、それとか、自営業をされている方ということで、昔のように名誉職的な位置づけになってしまうということも懸念されるところ



ろだと思えます。

常盤議員も報告されましたけれども、議員活動を最優先してできるような条件ですね、例えば朝9時から夜までとなりますと、若いお母さんたち、若い女性の人なかなかそういう活動には参加しにくいという条件もありますし、みんながどの議員も住民の意見を持って、ここに座っているということですので、そういう活動の保障とか、ここで意見を述べるための環境づくりというのも大切かと思えます。

もちろん給料だけで決めるということのもあれなんですけれども、ボランティア的な気持ちもある程度あるかと思えますけれども、基本は住民の皆さんの意見をどう議会に反映して、それを住民の方にどう知らせていくかということで、常盤議員がおっしゃったように議会報告、また配布の費用の補助というふうに言われたかと思うんですけれども、これは、私は、自分の経験からいいますと、その報酬の中から出していくというふうに思っています。

議会の中の報告につきましても、議会の基本条例にあります、充実はしていないですけれども。議会だよりを充実させる、また、全議員による議会報告会を開くということで、町民の皆さんに広く知ってもらおうというような方法もありますので、そういうこと、議員の活動を充実させたり、豊かにしていくための環境づくりというのも整えていくというのが一番必要なというふうに思えます。

報酬は生活給ではないというふうに西村議員もおっしゃいましたけれども、先ほども言いましたけれども、なかなかボランティアということだけではいけない、できないというふうな条件もあります。誰でも立候補できる条件というのは、障害のある方も含めて、若いお母さん、産休……、国会議員でも産休を取ってというのもありますので、そういった条件も整えていくということも必要かと思えます。

○議長（梅野美智代） ほかにありますか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回ちょっと待遇については報酬の面も西村議員とかはおっしゃっているんですけれども、ちょっと論点を絞っていきますと、私が今考えていますのは、待遇については、以前、前議員におかれましても、足のご不自由な方、議員がおりましたけれども、非常に本会議場の議場の構造がよくございません。そういった面、物理的な面も、ハードの面をまず最優先的に改善していったり、それとまた傍聴者も、階段を上がって後ろの席、高台になっていますので、なかなか足のご不自由な方も行けませんので、そういった面。それ

と、モニター室も新しく機械を入れて、もっと可視化できる。1階のエントランスにモニターを置いて、65インチか何か置いてですね、そういった議会の可視化をもっと図って、そうすることによって、町民がたくさんの方が見られて、この議会に対しての認識を深めて、それで議員になろうかという方もいてはると思いますんで、そういったまず、ハードな面をまずは私はこういった場で討議してやるべきやと思います。

それと、西村潔議員の書面を読ませていただきました。全くこれは私も西村議員と同じように生計のための生活給与ではないとは判断しておりますが、西村議員さんの1、2、3、4、5項目の中でどの項目がないか、ちょっと一番上の定義と文書が矛盾しているような感じもしますんで、今回はこの件についてはあまり触れないで、もっとハード的な議会の在り方、待遇を考えたり、それと一番、西村議員の5番目については、僕は賛同します。兼業ベースにして、もう一回、どういった兼業までは許すのか、それを河合町独自で考えてみてはどうかと思います。そういったことによって、議会を土日開催とか、夜に開催するとか、そういったちょっともう少し柔軟な発想の転換をして、皆さんと協議したいと思っております。

○議長（梅野美智代） ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。

○11番（岡田康則） はい。

○議長（梅野美智代） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 今、皆さんのを聞かせていただきまして、私も思うことは、まずはハードですね。過去に、そのときやっぱり足が痛いとかいろいろなことがあったり、やはり車椅子等々、これからは考えられますし、それはほんとに予算が、階段ですかね、修繕というか、直すのに、リニューアルするのにそこそこ要りますので、それはある程度、そのときの議長が判断して、なるべく動かないようにしていく、移動をしないような形で、そういう配慮がしていけるかなとか思いますけれども、まずはハード面、それからあと、給与面にしましても、やはり皆さん、生活……、これは町会議員は生活給じゃありませんけれども、最低限の生活ができていけるような、それはある程度、保障といったらおかしいですけれども、おかしくない程度にできれば。どれがおかしくないのかという部分はまた各お家、お家でまたそういう温度差もありますけれども、それをまた皆さんである程度決めていかないといけません。

出やすい環境、次、選挙に出やすい環境というか、出たい方は、やはり政治というものにごく興味を持たれている方は、どんなあれでも取りあえず選挙に出てこられるんではない

のかなとか思ったりもしますので、そこらは私自身は難しく考えておりません。出たいという方は、どんなことがあっても、家族の反対があっても出はるといふところかなとか思ったりもしますので。

以上でございます。

○議長（梅野美智代） ありがとうございます。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（梅野美智代） 坂本議員、お願いします。

○6番（坂本博道） 今回の待遇という形での検討ということの関係では、ちょっとどういう意見を言ったらいいのかというのが実際、率直には少し分からなかったところがありました。しかし、確かにそれを紹介された男女共同参画の政治分野でということの趣旨というのは、男女問わず立候補や議員活動がしやすい環境を整備しようということにあるというふうには理解しているんで、そういう点で、うちの河合町の議会の状況等を含めて検討すべきことはやっていったほうがいいかなと思います。そういう点で、第一義的には、確かに先ほど言っておりましたハード面なんかでの障害を持った方でも議員になって活動できるということは、今すぐですと確かに難しい環境がありますので、そういう整備をしていくということは、当然、視点に入れておくべきかなと思ったりしております。

同時に報酬の問題との絡みでも意見を出されておりましたが、自分は、やはり立候補、また、議員活動を進めていくという点で考えたときの報酬という点で見たときは、根幹の流れとしては、議員がふさわしくその役割を發揮するということを考えたら、特に基本条例で求めているような議員活動をしようと思ったときには、議員活動にある程度、専念できるような状況をつくるということも前提にしないといかんとすると、それはやはり生活を支える生活給としての、報酬という表現、そういうたらまるめの定額制ですけれども、そういうことについて、必要ではないかなと。だから、そのところは単にボランティアでというか、そういう位置づけだけでは、ちょっとやはりこれからはいけないと思いますので、それにふさわしく、在り方はこの間、報酬問題で議論しているようなことも含めてやっておく必要があるのかなと思っております。

全体的には、議員立候補とか進めていくことをしやすくしようと思ったら、やはり議員活動が見えて、その役割も関心を持ってもらうというふうなことを進めることもそういうことにつながっていくと思うので、そういう点では、全体を通じてなんですけれども、せっかくなつくった基本条例に基づくような議員活動の在り方をしっかりとやることで、常盤議員とか提

起されているような報告であったり、また、議員見える化であったりとかいうことも、その中に含まれていくと思いますし、それからまた、見える化というさっき言われたようなことも、これもやはり関心を持ってもらって、その役割を感じてもらい、分かってもらいやすくするという点でもそういうことを進めていく。そういう点でいえば、どちらかといえば基本条例に基づく活動をしっかりとやっていこうやないかということあたりを具体化することが必要ではないかなと自分としては思っております。

以上です。

○議長（梅野美智代） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） それでは、今、皆さんから待遇の件についてご意見いただきましたが、ほとんどの議員さんは思っておられることが同じだと思うんですが、今日このことについて意見を述べてもらったことについては、また集計させていただき、できることから始めていけたらいいと思います。

待遇については、これからも継続的に審議していけたらと思いますが、いかがでしょうか。それも含めて定数、報酬も変わってくるかと思しますので、また次回は……、何かありますか、いいですか。

それも含めてまたパブリックコメントの中身とかも考えていきたいと思えます。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今、議長の言葉はちょっと置いておいて、今回、待遇についてのことを今考えておるんですけれども、先般、令和3年3月に河合町議会議長として町議会の会議規則第2号で、男女共同参画の働き方の改革に関連していただきました、この公布、規則第2号に追加があります。それを読みますと、特に女性のことで出産の休暇とか、出産に対する育児休暇、出産休暇等について、私が思っていますのは、実際、自分の子供らが出産するときに、出産予定日の6週間、出産後8週間というようにこの河合町の会議規則ではなっておるんですけれども、河合町以外の自治体もなっていますけれども、現実的にいきますと、出産というのは、女性の場合も個人によって違って、早く休みたい人もいるし、もう本当に3週間、4週間まで元気な人もいてはるんですけれども、こういったことも含めて、私は一つ一つ、この会議規則にも触れることなんで、これもよく読んでいただいて、例えば若い方の女性の議員になり手を求める意見もありますが、例えば私が老々介護で、親が90歳になっ

たときというケースもございますし、そのときの介護の休暇も必要なケースも個々にはあると思うんですが、いろんな皆さんの議員さんの個々によって事情があると思うんで、もう一度言いたいのは、この会議規則をよく読んでいただいて、これで6週間、8週間でいいのかということも、その待遇の中に入るんじゃないかなと思うんで、それをちょっとご検討いただきたいなと思っておるんですけれども。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（梅野美智代） 西村議員。

○12番（西村 潔） 皆さんはなぜ議員になったのかということをもとに考えたときね、動機があるわけですよ、いろいろね。生活給を当てにして立候補する人もいらっしゃるでしょう。自分の分野で何かもっと有効に意見を言いたいとか、あると思うんですよ。ということは、やはり議員になるという動機は何かというと、それぞれの立場の人、例えば障害者とか女性の方とか、私の頭の中にあるのはね、例えばいろんな職種に就いている人が議員になってもらうのが一番いいと思っているんですね。弁護士さんとか、会計士さんとか税理士さんとか、いろいろな方が、やはり議会に出ていろんな意見を言う。これは大原則だと思っているんですね。私の場合は社会福祉士ですから、介護の事業をしているわけやから、実際の行政の中でどれだけ介護保険とかいろんな社会保障、障害者のケアをどうしているかとかいうことを意見を言いたかったわけですね、意見をね。実際どういうふうに改善できるかやってるわけですよ。

そういうみんな議員になる動機が様々だと思います。もっと言いますとね、要は生活給という話があるわけですよ。生活給だったらほかの仕事をしたらいいわけですよ。議員にならないと生活がもらえないんだったらね、ほかの職業を選んだらいいわけですよ。そういうような発想は、私は議員活動に支障があると思いますね。

だから、基本はボランティアである。だから、兼業を前提にしているということですよ。国会議員とか県議員はまた別でしょうけれども、地方は、過去、私19年やってきましたけれどもね、みんなそれぞれ兼業でやってきているわけですよ。それは否定するか分かりません。職員さんの兼業はできませんけれども、法律上問題なければね、私は兼業でいいと思いますよ。

だから、そういう発想を持ってもらって、待遇ということ、生活をするために議員になるのはやめてくださいよ、私はもう。生活のためにやるんだったらもうやめてください、議員はね。それは、自分で生活はつくっていくしかないわけですよ。それができなかつたらね、

議員はあたかもね、生活給をもらうために議員になっているというのは、これ住民に対してね、この議員さんはちょっとおかしいんじゃないかな。もちろん結果的には確かに生活に与えますね。例えば私がチラシを作るのにね、年間というか、40万ぐらいかかると、それは当然議員活動の一部だから、本来はそこを対価としてもらうということが出来るわけですけども、たまたま報酬、非常に高い報酬をもらっているから、そこから出しているわけですよ。

そういうようなことを考えたら、議員活動の活動自身の対価に対して報酬を払うと、そういう考え方にならない限りね、なかなかほかの、例えば障害者の方もね、私の障害のことをよく理解してもらうために立候補したいというようなことにならないわけですよ。

その辺のこともよく考えていかないと、これから、いや、そんなん言うたら、報酬少ないから立候補する人おらへんって、それは考え方が私はおかしいと思っていますよね。そうしないことにはね、やはりこれからいろんな人に出てもらうために、待遇をいろいろ考えていくわけですからね。そうしないと、何かもう給与を毎月もらっていると。なので合っていないわけですよ、議員活動の報酬と、生活給って一緒にじゃないですか、これは。職員さんと同じでしょう。額は違ってもね。だから、非常勤である限りは、ボランティアはもちろん根底にあっても、活動に対しては報酬を払うと。それをどういう形で払っていくについては、これが検討されていません。

今、法律があるからどうやこうやじゃなくて、変えたらいいわけですよ、いろいろ、こういうあるべきだと思ったら。変えられなかったら変えられない理由をきっちり理解すればいいわけですよ。今こういう法律があるから変えられへんとか、あるとかね、そういう発想を皆さんやめましょうや。そうしないと、いろんな人が出てこれなくなるのね。そういうふうに私は思っていますね。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 報酬の話も触れた形で待遇の部分のお話が、後半の部分はある形だと思うんですが、私としては、自分の私見の部分も含めて持論として考えているところを申し上げた上で、この場で意見を出し合っただけですんで、また、町民のパブリックコメントを求めてから改めて行くべきだということをお話しさせていただきます。

まず、報酬ですとか待遇面の部分に関しては、これに関しては、議員というのは選挙で選ばれている立場でございますんで、有権者の信頼をもとに成り立っているものでございます。

その中で報酬ですとか待遇という部分に関しては、町民の方々が信頼を置いた立場である議員さんの頂ける報酬ですとか、その環境ですとか、そういったものをどのように考えるかというところで、町民の方が信頼を置いている議員さんに対して、どういう形でうちのスケールメリットだと出せるのかというところの部分は、やはり一度求めるべきだと思います。この場で今、意見が出されたばかりのところ、こうである、ああであるという形のものは大事故かもしれませんが、私としては、こういった形の問いかけを町民の方に対してあまりしたことがないと思いますので、今回はこのぐらいまでにしまして、今話し合った内容の部分はしっかりと会議録として町民の方に公開して、それに対して町民の方々がどのように考えるか、どのように意見が出てくるか。例えばですけれども、ハード面の刷新って非常に重要だと思うんですね。そういったものに対しては、当然予算が関連してきますので、その部分を町民の方がどう判断されるか。そういったところの意見をいただいた上で、改めて話し合うべきではないかと考えますので、意見といいますか、この場の行い方として、そうすべきではないかと申し上げておきます。

以上です。

○議長（梅野美智代） ありがとうございます。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（梅野美智代） 今回は皆様のご意見を聞かせていただいて、それをちょっとまたこちらのほうでまとめますので、また今後もこれを続けてやっていきたいと思っております。

次回につきましては、スケジュールどおりパブリックコメントの中身、素案なり、どのような形にするのか、皆さんで出し合っていきたいと思っております。

○9番（大西孝幸） ちょっとええかな。

○議長（梅野美智代） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ちょっといいですか。次回それパブリックコメント云々というのは、要はそのパブリックコメントのやり方をみんなで話し合うという認識でいいと思うんですけども、どういうやり方でパブリックコメントをどういう様式でやるかという内容を話し合うということでもいいんですよ。

○議長（梅野美智代） はい、そのつもりでいてます。そのスケジュールどおりにいきたいと思っております。

それでは、それでよろしいですか。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） スケジュールどおりとなりますと、来月の第3週の火曜日ですか、という形で考える形なんですけれども……

○議長（梅野美智代） 次回……

○2番（常盤繁範） 定例議会の日程と……、最後まで発言させてもらっていいですか。

○議長（梅野美智代） はい。

○2番（常盤繁範） 定例議会の日程とかぶるところありませんか。まだ確定していないのでしょうけれども。

○議長（梅野美智代） すみません、ご指摘ありがとうございます。

今回は、議会がありますので、日程のほうはまだ確定していないので、一応予定としましては、3月の議会が終わった後か、その次の週ぐらいにと思っていますので、確定しましたら皆さんにご連絡させてもらいたいと思います。

（「はい」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） 以上で、今回はこれで終わりとさせていただきます。

どうもお疲れさまでした。

（「その他ないの」と言う者あり）

○議長（梅野美智代） すみません、その他で、はい、ご意見。

○5番（中山義英） はい。

○議長（梅野美智代） 中山議員、すみません。

○5番（中山義英） 前回、議員の報酬について審議会のほうに諮るということで、当日、私、条例を持ってきていなかったんで、中身をあまり見てなくて答えられなかったんですけども、家へ帰ってから見ると、ちょっとこの河合町特別報酬審議会条例、この中の定員、委員ですね、委員の中のこの文言、これはちょっと今の時代には合っていない。ということで、これの改正をしない限りは、公平中立担保できないということで、3月議会でこれの条例改正のあれを考えていただきたい、発議を思っています。

基本的に改正の根拠理由としては、これは昭和39年の5月に自治事務局の次官通知が来ておりまして、委員が都道府県の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから任命するというふうに通達されているんですが、河合町の場合、その部分が代表者、公共的団体がなく、河合町の区域内の住民のうちから必要の都度、町長が任命する。要するに、そこら



を歩いている人でも誰でもええねんというふうになってしまうと、公平中立担保できませんので、3月議会で、まず審議会のこの条例の改正をした上で、報酬のやつを諮るのではないと、ちょっと納得できません。

以上です。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（梅野美智代） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 今回の審議会条例の話なんですけれども、先日、ちょっと局長ともやり取りをさせてもらって、主体性がどこなのかという話を確認したんですけれども、もともと私としても、主体性がある審議会の主体というのは町長ですんで、この件に関しては、我々の方としては求めるという形になると思います。そもそも審議会の条文自体が今の時代と錯誤しているんじゃないかと、そういったところも踏まえて、やはり求めていくべきか。そうなりますと、審議会の開催についても、我々が主導で開くという形ではなくて、我々の求めに対して町長が開く、諮問会議として開くという形を取りますので、そこは確認の意味でお話ししておきますんで、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（梅野美智代） 中山議員。

○5番（中山義英） 一応、それで、条例改正なんですけれども、事前に総務課のほうにも、議会から出せるのという確認はしております。そして総務課のほうで、大丈夫ですというふうな返事をもってしておりますんで、できたら私は岡田議員に改正の発議をやっていただきたいなど、ずっと経験されとるんではないかと考えております。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（梅野美智代） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回の特別報酬の審議会の条例を読ませていただきますと、あくまでも町長が主体的になっていきますけれども、これはよく読んでみますと、やはり議会からもそういった発議はできるというふうに私も考えていますので、議員発議で条例の改定をすることは可能かと思っています。それを受けて、町長がどう判断するかということですね。議員としては発議できて、それで可決するか、否決するか、それはまた審議するべきかと、考えております。

○議長（梅野美智代） ありがとうございます。

前回、長谷川議員のほうからも町長のほうにお話をっていうことだったので、そのあたりは私のほうからも確認させていただいておりますので、また皆さんで考えていただいたらと思います。

その他でほかありますか。

(「ありません」と言う者あり)

---

### ◎閉会の宣告

○議長（梅野美智代） それでは、これで終わりいたします。ありがとうございました。

閉会 午前10時50分

議事の経過を記載し、相違ない事を証する為、ここに署名する。

梅 野 美智代